

労働委員会とは？

- 労働組合や個々の労働者と使用者との間の労働問題は、労使双方の話し合い（団体交渉または個別交渉）により、自主的に解決するのが最も望ましいわけですが、ときには話し合いがまとまらず、自主的な解決が困難になる場合があります。
このような場合に、労働委員会が問題解決をお手伝いします。
- 労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法をはじめ、その他関係法令に基づいて、中立・公正な立場で、労使紛争の迅速・円満な解決に努め、将来に向けて、安定・円滑な労使関係を作りあげていく専門的な行政機関です。

<労働委員会の構成>

労働委員会は、「公益委員」、「労働者委員」、「使用者委員」の三者で構成されています。

公益委員（5名）	学識経験者、弁護士、大学教授など
労働者委員（5名）	労働組合の役員など
使用者委員（5名）	企業経営者、使用者団体の役員など

※ 労働者委員、使用者委員は、単なる利益代表ではなく、労使各側の事情を正しく労働委員会に反映させ、相互協力の下、円滑な労使関係の確立に尽力します。

委員による労働相談会

どなたでも相談可能です



労働問題の専門家で経験豊富な労働委員（公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者など））3名が、公正中立な立場で相談に応じます。

秘密は厳守します。

<毎月の相談会>

原則、第二木曜日、15時～16時
（会場）奈良県労働委員会あっせん相談室（奈良総合庁舎内）

<10月のみ>

週末（土曜日又は日曜日）に中南和に出張して相談会を開催します。

※対象：労働者と事業主との間の雇用関係のトラブル等（募集採用に関することは対象外）。県内在住、または在勤の労働者及び県内事務所のある事業主の方

※事前予約制（相談日の前々日14:00までに電話予約してください。）

※相談時間は、約30分です。

奈良県労働委員会はこちら

奈良県労働委員会事務局

〒630-8113
奈良市法連町757 奈良総合庁舎2階

TEL：0742-20-4431
FAX：0742-23-3530

- 詳しくは、奈良県労働委員会HPをご覧ください。
（奈良県庁HP → 組織別一覧「労働委員会」からご覧になれます。）

<http://www.pref.nara.jp/1704.htm>



労働委員会

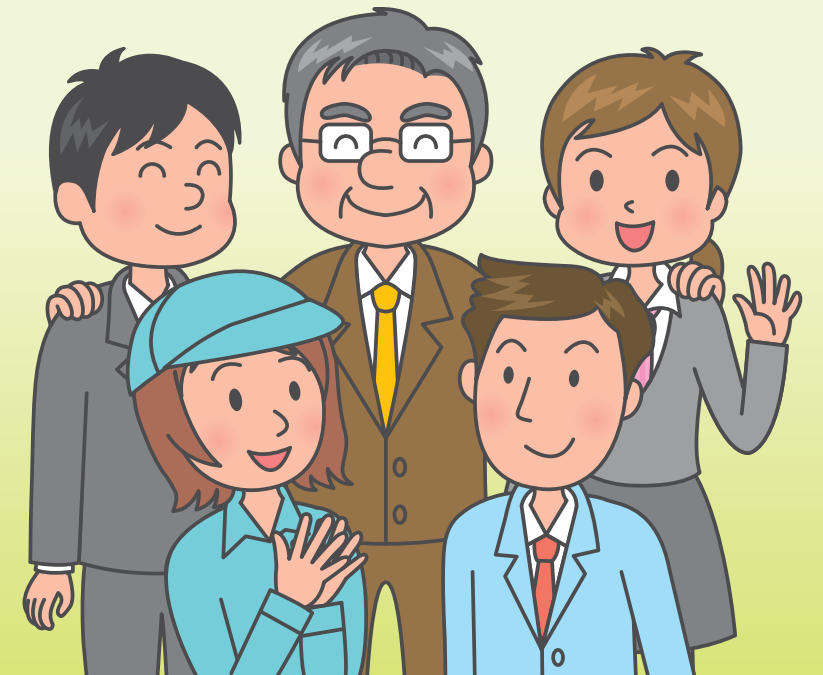
をご活用ください

労使間のトラブル解決をお手伝い！

中立・公正

秘密厳守

無料



奈良県労働委員会

労働組合と使用者の間の紛争解決方法

労働争議の調整



労働組合と使用者の間で紛争が生じ、自主的に解決をすることが困難な場合、経験豊かな「あっせん員」3人（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）が労使双方の意見を聴き、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする制度です。

「あっせん」、「調停」、「仲裁」という制度がありますが、最も多く利用されているのが、「**あっせん**」です。以下、あっせんについて説明します。

1. 申請の対象となる事項

奈良県内で発生した、労働組合と使用者との間に生じた問題。

例えば、

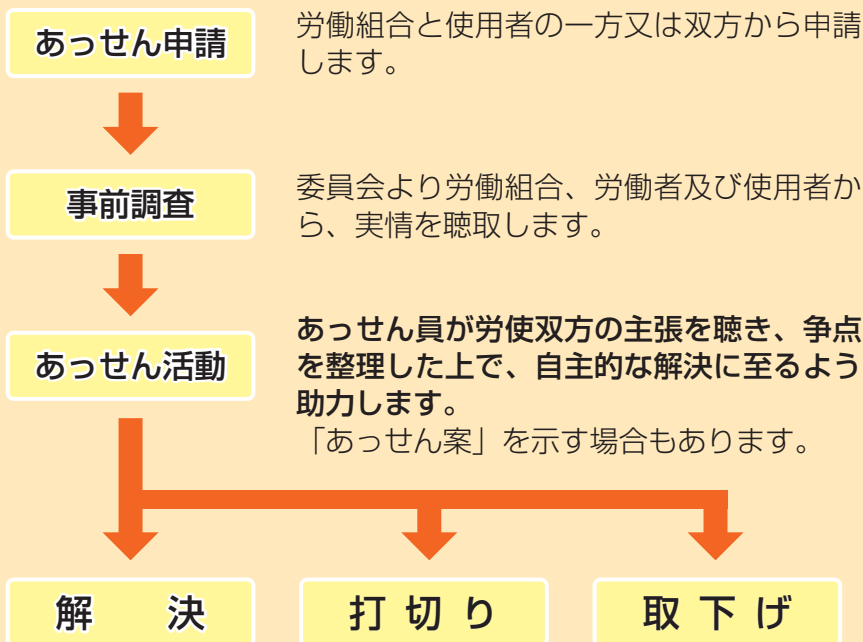
- ア 組合員の解雇に関すること
- イ 賃金等（未払残業代など）、その他労働条件（労働時間、休暇など）
- ウ 労使関係に関する事項（団体交渉の促進など）

2. 申請の方法

あっせん申請を希望される場合は、労働委員会へ、直接「あっせん申請書」を提出してください。



3. 手続の流れ



不当労働行為の救済



1. 申立ての対象となる事項

労働組合・労働者の権利を守るため、労働組合法は使用者の次のような行為を不当労働行為として禁止しています。

- ア 労働組合への加入や正当な労働組合活動などを理由に、労働者に対し、解雇、減給などの不利益な取扱い
- イ 正当な理由のない団体交渉の拒否
- ウ 労働組合の結成や運営することへの支配や介入

個々の労働者と使用者の間の紛争解決方法

個別労働紛争のあっせん



個々の労働者（正社員、パート社員、派遣社員など）と使用者との間で紛争が生じ、自主的に解決をすることが困難な場合、労働争議の調整と同様に、「あっせん員」3人（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）が労使双方の話し合いによる解決をお手伝いする制度です。

○ 申請の対象となる事項

個々の労働者と使用者との間に生じた労働条件などに関する紛争（個別労働関係紛争）。

例えば、

- ア 突然解雇を言い渡された（使用者→労働者）
- イ 賃金を一方的にカットされた（使用者→労働者）
- ウ 配置転換を命じたが、拒否された（労働者→使用者）

申請の方法・手続の流れは、「労働争議の調整」と同じです。

2. 申立ての方法

- ・救済を申し立てるときは、労働委員会へ、直接「申立書」を提出してください。労働組合が申立てを行うときは、あわせて「労働組合の資格審査」を受ける必要があります。
- ・申立ては、不当労働行為があった日（継続する行為の場合は、その終了した日）から1年以内に行う必要があります。



3. 審査の流れ

